主 文 本件請求はこれを却下する。

本件請求理由の要旨は、前記Aは、煙草専売法違反被告事件について、昭和二十四年二月十六日字都宮地方裁判所栃木支部において、懲役四月、罰金一万円の判決を受けその判決が確定したものであるが逃亡し、刑の執行をのがれているから、昭和二十四年三月一日納付された保釈保証金全部の没取を請求する。というにある。

和二十四年三月一日納付された保釈保証金全部の没取を請求する。というにある。 本というにある。 本というにある。 で要旨〉よのて審按するに、刑事が分別取を請求する。というにある。 を要旨〉よの大保釈保証金全部の没取を請求する。というにある。 はどの裁判所に対するすべきかく/要旨〉については、別段の規定はないが、その所に対応する大きにより裁判の執行をなするを検察官の属する仲の検察に対する保釈保証金であると解すると解すると、言等検察をは、言等を持って、一個である。 に徴する保釈保証金没取請求は、前記のようには、一個であるに対する保釈保証金のであると解すには、一個であるに、一個であるに、一個であるに対するに対したとない。 を紹介であるに、一個であるに対して、というには、一個である。 を紹介である。 を記述されば、既にその訴訟記録は原審裁判所へ返には、のとのである。 を記述されば、既にその訴訟記録は原審裁判所の返には存在しないことが明白であるから、同条項但し書によって、その管轄裁判には、原審裁判所には存在しないことが明白であるがら、同条項のである。

よって、当裁判所に対して為された本件保証金没取の請求は不適法であるからこれを却下すべきものとし主文のように決定する。

(裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 下関忠義)